

議案第62号

奈良広域水質検査センター組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、奈良広域水質検査センター組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

天理市長 並 河 健

奈良広域水質検査センター組合規約の一部を変更する規約

奈良広域水質検査センター組合規約（平成7年4月1日奈良県指令地第1号）
の一部を次のように変更する。

第17条の次に次の1条を加える。

（解散による事務の承継）

第18条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を
経てする協議をもって定める。

附 則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。